

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号、第3号～第4号に掲げる登記に係る  
 証明願に係る証明書交付事務  
 (登録免許税非課税のための不動産使用証明書)

社会福祉事業 の種類		社会福祉事業の用に供する不動産の所在地	
		熊本市を除く県内	熊本市
第1種 社会福祉事業 ・ 第2種 社会福祉事業	老人福祉施設	当該不動産の所在地を管轄する広域 本部福祉課(ただし、県央広域本部に あつては宇城地域振興局総務福祉課 又は上益城地域振興局福祉課)	熊本市
	障害者施設 (障害児施設を除く)		
	保育所及び幼保連携型 認定こども園		
	児童養護施設、乳児院、児童 心理治療施設、児童家庭支援 センター	子ども家庭福祉課	
	障害児施設	障がい者支援課	
	救護施設	社会福祉課	
	上記以外	処務規程上の事務分掌において、当 該社会福祉事業の指導等を担当する 所属	